

## 「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル」が 経済産業省ホームページに公開されました (1/3)

2026年6月1日に経済産業省のホームページにて、「電気用品安全法の技術基準省令への適合性評価手法（リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル）」が公開されました。

→[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/99\\_etc/2025jikoteki-manual.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/99_etc/2025jikoteki-manual.pdf)

今回は、このマニュアルの概要について、ご説明いたします。

### 【マニュアル作成の背景と目的について】

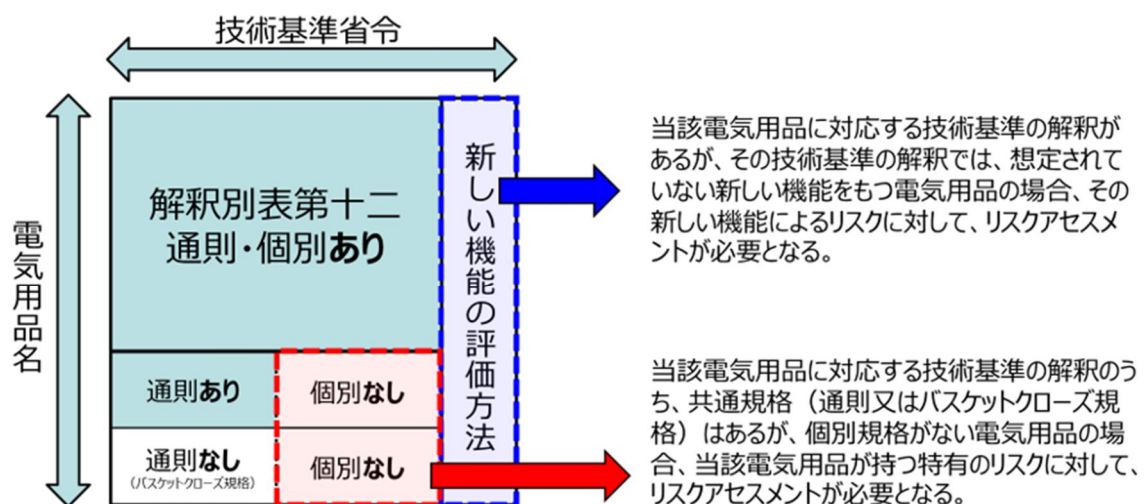
2013年の電気用品安全法の改正で、技術基準は「仕様規定」から「性能規定」へと変わり、事業者自身がリスクアセスメントを行い、省令への適合性を証明できるようになりました。

しかし、実際には技術基準解釈を用いた手法が主流で、リスクアセスメントによる自己適合証明が十分に活用されていません。そのため、性能規定化の本来の趣旨が十分に実現されていないことが課題となっておりました。そこで、性能規定の趣旨をより理解しやすくすることを目的として、「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル」が作成されました。

### 【自己適合証明が必要となるケースについて】

以下に示すような場合には、技術基準省令への適合を十分に証明できない場合があります。このような場合は、リスクアセスメントによる自己適合証明が必要となります。

- 技術基準解釈では想定されていない新しい機能をもつ電気用品に対し、そのリスクを適切に評価・低減するためにリスクアセスメントが求められる場合
- 技術基準解釈に共通規格（通則など）があるものの、個別規格がない電気用品において、製品特有のリスクを評価・対策する必要がある場合
- 技術基準解釈を全く適用せず、自社基準や業界基準などを基に技術基準省令への適合確認を行う場合



令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈の見直し等に関する調査）の報告書別冊より抜粋

## 「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル」が 経済産業省ホームページに公開されました (2/3)

### 【自己適合証明に必要なリスクアセスメントに関する様式について】

電気用品安全法の「法令業務実施手引書」の別添資料8に基づき、次の技術文書を準備することが求められます。

「法令業務実施手引書」は、こちら

→ [https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06\\_guide/denan\\_guide\\_ver600.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver600.pdf)

- 製品概要
- 設計図、コンポーネント図面、サブアセンブリ図面、回路図等
- 上記図面等および機器の動作を理解するために必要な記述および説明
- 適用整合規格リスト
  - ◇ 整合規格を適用しない場合は、技術基準省令の要求事項に適合するために採用した解決法の記述
- 設計計算結果および実験した確認結果等
- 試験報告書
- 上記に加え、リスクアセスメントの検討結果を求める

上記の「リスクアセスメントの検討結果」については、これまで具体的な様式例や記載内容は示されていませんでしたが、今回公開された「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル」では、別紙1「自己適合証明を実施する理由書」及び別紙2「自己適合証明のためのリスクアセスメントシート」を用いて作成することとされています。

※ 別紙1では、技術基準解釈を適用しない場合や、新しい機能に起因する未対応リスクがある場合、または対応する個別規格が存在しない場合などについて、自己適合証明を実施する理由を明確に記載する必要があります。

※ 別紙2では、新しい機能や製品特有のリスクシナリオを作成し、それぞれの技術基準省令の条項ごとに評価結果を整理する必要があります。

### 【技術基準省令の条項毎のリスクアセスメントチェックリストについて】

マニュアルの中では、電気用品が有するリスクを技術基準省令の条項毎に体系的に整理したチェックリストが、自己適合証明におけるリスクアセスメントを支援するツールとして提供されており、一般的な電気用品に想定されるハザードや検討すべきポイントの例が示されています。

ただし、あくまで例示であるため、製品に該当するリスクのすべてを網羅できているわけではありません。リスク評価の際には経済産業省が公開しているリスクアセスメントハンドブック等の資料も併せて参照し、不足するハザードについては適宜追加の検討を行う必要がありますのでご注意ください。

### 【特定電気用品の適合性検査における自己適合証明の審査手順について】

自己適合証明を活用した適合性検査では、通常の適合性検査とは異なり、申込者から提出されたリスクアセスメントの妥当性について、国が審査します。この審査は、適合性検査を実施する登録検査機関と経済産業省製品安全課、さらに独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が連携して進められます。

# 「リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル」が 経済産業省ホームページに公開されました (3/3)

## 【審査の主な手順】

### 1. 申込み

自己適合証明による適合性検査を希望する事業者は、必要な様式を準備のうえ、登録検査機関へ申し込みを行ってください。（通常の適合性検査よりも審査期間が長くなるのが予想されますので、余裕をもって申込みいただくことが重要です。）

### 2. 審査依頼

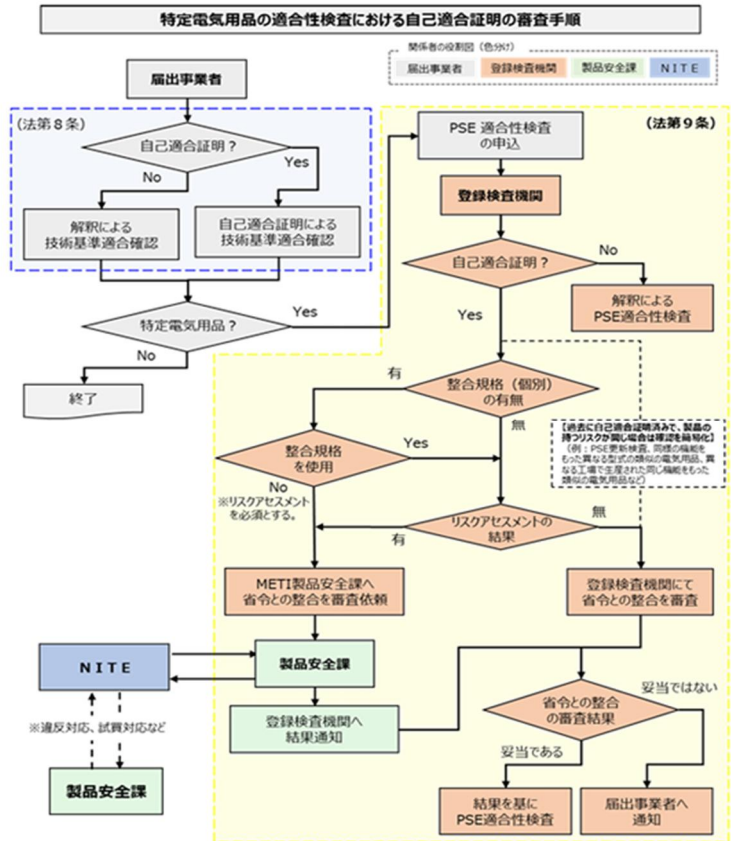
登録検査機関は、自己適合証明に基づくリスクアセスメント結果の妥当性を確認するために、経済産業省製品安全課へ審査依頼を行います。

### 3. 審査実施

経済産業省製品安全課は、NITEに対して審査を依頼し、リスクアセスメントの妥当性についての評価を実施します。

### 4. 審査結果の通知

NITEの審査結果は経済産業省製品安全課を通じて登録検査機関に回答され、登録検査機関はこの結果を踏まえて、適合性検査（実際の試験・検査等）を実施します。



## 【リスクアセスメント事例について】

新しい機能に起因するリスクが存在し、技術基準解釈のみでは技術基準省令への適合性を十分に説明できない場合や、対応する個別規格が存在せず、製品固有のリスクについてリスクアセスメントを用いて技術基準省令への適合性を証明する必要がある場合を想定し、自己適合証明に係るリスクアセスメントの事例をそれぞれ3例ずつ掲載しています。

なお、これらの事例は架空の製品をモデルとして作成したものであり、実際の製品について技術基準省令への適合を保証するものではありません。

## 【自己適合証明による技術基準適合確認についてのお問い合わせなどにつきまして】

今後、自己適合証明による適合性検査のお申込みを検討されている事業者様におかれましては、今回公開された「電気用品安全法の技術基準省令への適合性評価手法（リスクアセスメントによる自己適合証明マニュアル）」をご熟読のうえ、十分な準備期間を確保してご対応いただきますようお願いいたします。

自己適合証明による適合性確認は、通常の適合性検査に比べ、手続きや審査により長期間を要することが想定されますので、あらかじめご留意ください。

【お問い合わせ先】（一財）電気安全環境研究所  
 ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター  
 E-Mail : [cs@jet.or.jp](mailto:cs@jet.or.jp)

